

認定申請（セーフティネット保証２号）に必要な書類

1	【申請書】 (イ) ・当該事業活動の制限を行っている事業者と<u>直接的な取引</u>を行っている中小企業者 ・輸入制限を行う事業者と<u>直接的な取引</u>を行っている中小企業者 (ロ) ・当該事業活動の制限を行っている事業者と<u>間接的な取引</u>を行っている中小企業者 ・輸入制限を行う事業者と<u>間接的な取引</u>を行っている中小企業者 ※直接的な取引と間接的な取引の連鎖関係の両方に該当する中小企業者は様式（イ）を使用してください
2	【指定事業者との取引規模の割合を証明する書類、及び売上高等の減少を証明する書類】 <u>「取引依存度確認・売上高計算書」（神戸市様式）</u> ・当該事業活動の制限を行っている事業者に対する取引依存度が <u>20%以上</u>であること ・最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して <u>10%以上</u>減少していること ・その後の 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して <u>10%以上</u>減少していること ※直近 1 年間における取引依存度を確認します ※比較対象月は、申請する月により変わります ※試算表、総勘定元帳、売上台帳、仕上台帳等を用いて作成ください ※売上高等における税抜、税込の基準はどちらかに合わせてください <u>※指定事業者との取引関係については、窓口でヒアリングにて確認させていただきます。</u>
3	【挙証資料】：<u>「取引依存度・売上高計算書」に記載した数値の根拠となる資料</u> ・決算書、売上台帳、仕上台帳、総勘定元帳、納品書等で、取引依存度が確認できる資料 ・最近 1 か月間の売上高等及びその後の 2 か月間の各月の見込売上高等、並びに当該 3 か月に対応する前年同期の売上高等が確認できる資料(試算表、売上台帳、法人概況説明書など) ・売上高等における税抜、税込の基準はどちらかに合わせてください
4	【神戸市で事業を行っていることが分かる書類】 <u>< 法人の場合 ></u> 履歴事項全部証明書の写し（現在の内容であれば発行日は問いません） ※本店登記地は、神戸市外だが市内に主な事業所を有しており、神戸市の市長認定を受けたい場合は、市内に事業所があることを証明する書類（支店登記、許認可証、賃貸借契約書等）をご提出ください <u>< 個人事業者の場合 ></u> 確定申告書のうち、以下のいずれかをお持ちください ・決算書（青色申告の場合） ・収支内訳書（白色申告の場合） ※電子申告の場合は、受付結果を表示した「メール詳細」を添付ください ※確定申告書にて事業実態が確認できない場合は、確定<u>申告書に加えて</u>、「個人の開業届」や「許認可証等」をお持ちください

5	【誓約書】 ※金融機関等による代理申請の場合は不要となります
6	【委任状兼誓約書】 ※金融機関等が代理で申請される場合に必要となります ※申請を代理人に委任される際には、申請者と代理人との間で、書類訂正時の対応を含め、申請内容について十分に認識合わせを行ってください

注意事項

- ・認定書の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会へ経営安定関連保証の申込みをすることが必要です。
- ・当該市長認定を受けても、信用保証協会による保証審査や民間金融機関による融資審査において融資を受けられないこともあります。
- ・認定後、申請内容と異なる事実が判明した場合には認定書が無効になる場合があります。